

国労本部電送 No. 79	発信日	発信 企画部	責任者	受領者
	2020年12月6日			

指示第24号

2020年12月6日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

各エリア・地方大会並びに委員会及び各種機関会議における 書面及びWeb等の開催方法の取り扱い申請について

今年1月からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、7月の全国代表者会議や第89回定期全国大会をはじめ、エリア業務部長会議など本部が招集する各種機関会議について、組合員・家族の命と健康を守る立場から書面審議による開催を余儀なくされてきた。

また、その後の各エリア本部や地方本部大会についても、多くの地方で書面開催とされている。

こうした状況に鑑み、第89回定期全国大会において、「災害発生および緊急事態などの特段の事情が生じた場合に、書面開催やWeb開催を可能とする」べく規約改正を行うように全国組織検討委員会で検討を重ねてきた。

しかし、規約改正の必要性については全体で確認したものの、答申を出すまでには至らず、第89回定期全国大会での規約改正とはならなかった。

本部は10月12日に開催した第2回中央執行委員会において、「早期に規約改正が行えるよう1月開催予定の第191回拡大中央委員会と並行して臨時全国大会を開催することも視野に入れて、組織検討委員会に付託する」ことを確認した。

その上で10月19日と11月8日にそれぞれ第1回・第2回全国組織検討委員会を開催し、規約改正に向けての検討を行ったが、「規約改正は必要である」との認識は一致したものの、「早期に改正すべき」との全会一致にはならなかった。

この結果を受けて、本部は11月8日に臨時中央執行委員会を開催し、当面、各種機関会議や大会・委員会等の取り扱いについて規約に明記されていない書

面審議やW e b 会議による開催方法を採用する場合、本部は従前通りに各地方へ事前に報告するとともに、各エリア・地方本部においてもこれ以降、規約・規則に定めのない書面審議やW e b 会議等による開催に切り換える場合は本部へ事前に報告し、中央執行委員会の承認をもって開催を認める手続きを踏まえることを確認した。

さらに 11 月 20 日に開催した第 4 回中央執行委員会では規約・規則に記載されていない中央・地方の各種機関会議の開催方法のあり方や手続きについて意見や要望等を集約した上でとりまとめることとし、12 月 5 日の全国代表者会議において今後の各種機関会議の開催方法の承認については中央・地方において書面届出による取り扱いを行うことを確認した。

については、本日以降、各エリア・地方本部において招集される各種機関会議を書面審議もしくはW e b 会議方式等により開催する場合は本部に届け出ること。

尚、この取り扱いは本日より次期定期全国大会での規約改正までの当面の間とするので、各エリア・地方本部は、別紙の「承認願ひ」に基づき、厳重に取り扱いを行うこと。

以 上